

県政記者クラブ
マスコミ各社 殿

公開質問状への回答結果と本会の見解

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

共同代表 阿部 一久 (青森県平和推進労働組合会議)
奥村 榮 (青森県労働組合総連合)
古村 一雄 (核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会)
佐原 若子 (核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団)

1. 公開質問状への回答結果

候補者名	横垣成年氏	小野寺晃彦氏	宮下宗一郎氏	楠田謙信氏
回答結果	回答あり	回答なし	回答なし	回答なし
質問1	知事が「了承すれば」最終処分地となる可能性があります、知事として了承しますか？			
回答	しない 「了承すれば処分地もあり得るが、県民世論は決して許さない。」			
質問2	30年から50年の管理期間で、2025年4月25日に30年となりますが、知事として日本原燃に撤去を求めますか？			
回答	求める 「『30年から』も協定上の約束であり、当然求める。」			
質問3	30年から50年の管理期間で、2045年4月25日に50年となりますが、知事として日本原燃に撤去を求めますか？			
回答	求める 「『50年』でも残り22年となり、核燃推進者の責任は重大である。」			
質問4	最終処分地としないことを確実にするため、「最終処分地としない」という条例制定に賛成ですか？			
回答	賛成 「条例制定により、法的担保を得ることになる。」			

2. 本会の見解

① 3候補者の「回答なし」について

告示の当日5月18日、共同代表の一人である奥村榮が、楠田候補には本人へ手渡し、小野寺候補・宮下候補・横垣候補については、青森市内にある各選挙事務所へ午前中に持参しました。その際、締め切り5月25日(木)17:00までに記載のFAX番号へ送付するように、そして翌5月26日(金)10:00から回答結果について県庁内県政記者クラブで記者会

見を行うということも伝えてお願いしています。また、公開質問状には「知事に当選したら高レベル放射性廃棄物にどのように対処していくのか、次のアンケートにお答えください。アンケート結果はマスコミを通じて県民に公表し、知事選での選考資料として県民に提供しますので、ぜひアンケートへのご協力をお願いします。」と、このアンケートが県知事選挙での県民の判断の材料となるということも記載しています。

また、4項目の質問はいずれも「する」「しない」などの二択であり、迷うような質問でもありません。コメント欄もありますが、「コメントがあればお書きください」と強制するものでもなく、コメントを書くために時間がかかるものでもありません。

この公開質問状は、あれやこれやの問題への質問ではなく、本県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないということは、少子化などとともに、まさに本県にかかわる最重要課題です。県行政の頂点である県知事を選ぶ県知事選挙で、候補者の考えを聞き、それを県民に示し、知事選挙での判断材料を提供するためのものでした。選挙公報でこれらについて、すでに県民に示しているならば別ですが、3候補の選挙公報には一切高レベル放射性廃棄物への考えは示されていません。回答されない3候補は、憲法第8章「地方自治」第92条「地方自治の本旨」である「住民自治」、ことあるごとに住民に問題点とそれへの対策を示して自ら判断してもらおうという「県民による県民のための政治」への軽視があるように思います。「回答なし」という問題は、地方自治の根幹にかかる重大問題だと私たちは考えています。

② どのようにして本県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないのか

私たちは、公開質問状で本県が高レベル放射性廃棄物の最終処分地となる危険性について、次のように指摘しました。

歴代青森県知事は、最終処分地としないという国との確約と、日本原燃との協定があるから最終処分地にはならないと繰り返し述べてきました。それは次のようなものです。

- ・「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことを改めて確約します。」

平成20年4月25日 経済産業大臣 甘利 明

- ・「ガラス固化体について、貯蔵管理センターに受け入れた日から30年から50年とし、(日本原燃は)管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする。」

平成6年12月26日 青森県知事・六ヶ所村長・日本原燃社長

これに対して、私たちは次のような重大な疑問を持っています。

- ・「知事の下承なくして青森県を最終処分地にできないし、しないことを確約します。」

平成7年4月25日 科学技術庁長官 田中 眞紀子

知事が「下承すれば」青森県が最終処分地になる可能性があります。

- ・フランスから高レベル放射性廃棄物が搬入されたのが1995年4月26日、搬出時期はそこから30年で2025年、50年で2045年です。ところが、搬出先である最終処分場が日本にはまだ存在しません。

2020年10月北海道の寿都町と神恵内村が文献調査に応募しましたが、原子力発電環境整備機構は文献調査に2年程度、概要調査に4年程度、精密調査に14年程度、20年はかかると公表しています。さらに建設に10年かかるとされており完成まで30年かかることとなります。したがって、最終処分場の完成は順調に行って2050年となります。つまり、協定での搬出時期には最終処分場は完成しておらず、青森県六ヶ所村の原子燃料サイクル施設から搬出できずに、そのまま青森県が最終処分地になる危険性が非常に高いと危惧しています。

これらについて、各候補者は、今後の県知事選挙で高レベル放射性廃棄物の最終処分地について、明確に自らの考えを県民に示し選挙戦をたたかうことが求められていますし、それは県知事候補としての責務であると考えます。

以上。